

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係重要事項
半月報(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43507

才
19
回
(
昭
41
6
16日
5
30日
)

米北才1066号

昭和41年8月12日

在米大使殿

外務大臣

(才19回)
沖縄関係重要事項半月報送付

下記表題に因る下付半月報第19回分(昭和
41年6月16日~30日)別添のとおり送付する。

記

1. フォリス^法案修正案の成り行き
2. 沖縄諸島内の定期航空路
3. 自民党沖縄特委の中間報告
4. 裁判権移送問題

GA-4

外務省

タイプ指示	発信用	執務用	計
主 信	/	/	2
付	その他添付		
別			

発送日 昭和41年8月13日

発信 *[Signature]* 校査 *[Signature]*

文書課 公 信 案 (分類)

公 信 番号 米北 第 1066 号 公 信 日付 昭和 41 年 8 月 12 日

大 臣 官 房 長 官 事務次官 政務次官 事務次官 外務審議官 主任

主 管 北米局長 参事官 北米課長

起案 昭和41年8月11日

渡辺事務官

起案者 森 電話番号 671

受信者 在米 武内 大使

発信者 稚石 大臣

写送付先 (希望発送日) 月 日

件 名 沖縄関係重要事項半月報(才19回)送付

GA-2 12 123 外務省 回覧番号

第19回 沖縄関係重要事項半月報

(昭和41年6月16日～30日)

1. フラリス法修正案の成り行き

米上院軍事委員会において審議中のフラリス法修

正案に關し、琉球政府首脳はマイクラッセ

発言などから推測して本案の上院通過につき悲觀

的を見方をしており、2,500万ドルに引き上げる2億

ドルに、1,700万ドルにせりようであるとの見方

あり、フロントページの論評もあり得る2億と受取っている。

かり、1,700万ドルに決った場合、琉球政府

としては、新年度予算中、米側の援助金を1,426万

ドルと見積っているのをよいとして、68年度以降の

長期事業計画の推進に支障をきたすのではないかと

憂慮している。

2. 沖縄諸島間の定期航空路

米政府は6月14日、日本航空、全日本空輸等航

空会社に対し、沖縄諸島間における定期運航開

設の意向を打診した。

米政府の説明によれば、1964年7月1日から、

先急 商島間に定期運航してゆくエア・アメリカ (AAM)

に対する承認を6月30日までに切らせるので、その代

替航空会社を打診しているものであり、日航、全空

を以て、那覇に乗り入れている NWA, CAT や 嘉手

ね空港で不定期運航している PAA, フォックス航空

(AAW), ハワイ航空 (HAL) などに照会を出したと

いわれている。

先急 航空路は琉球航空が CAT をチャーターして

1956年8月から64年6月まで8年間運航していた

が、CATの一方的チャーター放棄と同時にエア・アメリカ

が就航し現在に至っている。

後継会社は打診に因り民政府の勸誘は現
地側には領土争いの通報もなし。AAM自体も復旧に
水であったらしく、他方、61年3月及び64年10月の2回
登陸権事業権を民政府に申請して琉球航
空は今回の^{政府}の態度は理解に苦しみ述べ、又
松岡行政主席も琉球航空の就航が順当と
いす。

なお、打診をうけた日航、全日空は早速(15.16

日)それぞれ代表者を沖縄に派遣し、調査を始
めるなど、本件打診を積極的に受けつけている。

3. 自民党沖縄特委「沖縄の復帰についての中間報告」発表

自由民主党沖縄内閣特別委員会(臼井委員長)は

16日、「沖縄の復帰についての中間報告」を発表した。

2月には同委員会が去る2月以来行ってきた施政権

返還方式に関する研究会の結果であり、現下の玉隆

情勢の下において沖縄における軍事基地のPDP極東

の平和とわが国の安全保障のため重要な役割を果して

いさすは否定し難い事実であると認め、沖縄の

復帰が現地同胞を含むわが国民の強い願望であ

ることと考慮し、自治権の拡大、行政協力の強化、経済

援助の強化を推進し、施政権の機能~~分離~~分府

復帰を実現するものとする旨を述べた。(発表^{内容}要約

表)

同委員会は発表に先立ち、14日沖縄民主連の星

政調会長を招き、本件中間報告について懇談した。

4. 裁判権移送問題

琉球上訴裁判所は6月16日、同裁判所に係属中の二事件、即ち第29選挙区の友利隆彪(社大党)が中央選挙管を相手として提訴した「立法院議員選挙当選无效請求事件」(いわゆる友利事件)及び琉球漁業KKと琉球政府との間で係争中の「物品税過誤納金還付請求事件」(いわゆるサンマ課税事件)を米口民政府民事裁判所に移送することを決定した。(事件関係記事別添2)

これに先立ち、6月7日、^電高等弁務の代理として7-1-1民政官より上訴裁判所松首席判事あて書簡を以て、改正大統領行政命令第10713号の第10節(別添^電) a. 1項及び同 b. 1項の規定に基づき、前記2事件について上訴裁判所が手続を進めたいよう命令し、両事件の裁判権は琉球政府裁判所から取消し、かつ、

合衆国民政府裁判所に移管する旨通知した。

上訴^科裁判所は本件通知が行政主席を呈由していかいとの理由で正式文書と見做すを放置して、6月3、15日民政府より関係記録の移送方指示を以てため、早速裁判官会議を開き検討した上、USCAR法務局長及び民政官に対し、本件命令撤回方を申し入れたが、半側は7日付文書と正式のものであると撤回要請に前向きなため、結局6月16日上訴裁判所は本事件の移送を決定し、同日午後関係記録を移送した。

本件移送のニュースは16日夕方のラジオで市民に伝わり、17日以降沖縄二紙は毎日社説で本件を取上げ、裁判権の確立、住民の自治、法の整備等を論じると共に、政界、市報、団体等の動きを報道した。これらの報道によると、本件移送に関する沖縄側の復取リ方は、近來琉球政府の自治権拡大が叫ばれ

日米疏の協調に於ける推進を討つ事先、当の民政
府の裁判権の移送という強権を奮動したことは時流
に逆り、これは司法上の問題ではなく、自治権の侵襲に
政治問題化している。と云ふ。

6月17日以降在任院の各委員会を中止し、在任歌
に因る各派交渉会を開き協議を切った。21日、

知念朝巧議員(電新派)が其の旨を言明し、辞表を
提出する。21日には在任の命令撤廃要請決

議を切った。21日の長嶺議長は各党代表は25日の9日

ワトソン高等事務官の会議に撤廃申入れを行った。又、

29日には本会議で米政府に対する命令の撤廃要求
と、本土政府に対米折衝を要請する決議を全会
一致で可決し、更に院代表の本土派遣を決定した。

このほか、復帰協、各種労働団体等及び法曹

会は之を以て上訴裁判事の総辞職を要求し、高等弁

務官に対する抗議を行い、司法権奪還闘争の方針
をかためた。

東京においては、安井長官は18日の記者会見で
本件の政治問題となり、民政府との間で事態の

紛糾していることは遺憾であると述べ、又25日、

衆議院予算委員会でも勝内田議員(社)の質問に
対し、本案事項を調査しつつ、しばらく推移を注視し

上で善処したいと答弁した。

付属添付